

請求に関するQ & A (R6.7.1 更新)

共通

・請求が返戻となった場合、過誤申立書の提出は必要か。

⇒支払いが発生していないため必要ない。翌月以降に正しい内容で請求する。

・すでに支払済みの請求で、実績のみの誤りが発覚した場合はどう対応するか。

⇒請求金額が変わらない場合は、事業所保管の実績記録表を修正し、修正後の実績記録表のみを市に提出(事前に障がい福祉課に相談)。

・通所系サービスを欠席して居宅系サービスを利用した場合、通所系サービス事業所が欠席時対応加算を請求できるか。

⇒請求可能である。ただし、別の通所系サービス事業所を利用した場合は請求できない。

居宅介護

・30分未満のサービス提供の場合、請求は認められるか。

⇒計画に記載されている時間で請求することが原則だが、実際の支援時間が20分未満の場合は認められない。居宅介護計画(個別支援計画)と支援時間に大きな乖離がある場合かつそれが続く場合には計画を見直すこと。

※支援時間にはヘルパーの待ち時間や準備時間は含まない

・身体介護を1日に複数回行う場合、どう請求するか。

⇒前回の支援終了から次の支援開始まで2時間空いている場合は、支援ごとの時間で請求する。

2時間空いていない場合は、提供通番を合わせ、時間を合算して請求する。

※原則上記のとおり請求するが、やむを得ない場合には2時間空いていない場合でも支援ごとの時間で請求できる。(事前に障がい福祉課に相談)

重度訪問介護

・同一時間帯に複数事業所のヘルパーが支援してもよいか。

⇒事前に障がい福祉課に相談し、「どの事業所」が「どの時間帯」に支援に入るか記載された支援計画等を提出すれば認める。

施設入所支援

・通院支援加算について、入退院時や定期通院時の送迎のみ実施した場合は請求できるか。

⇒請求できる。また、病院に到着したが利用者都合または病院都合により受診できなかった場合でも請求できる。

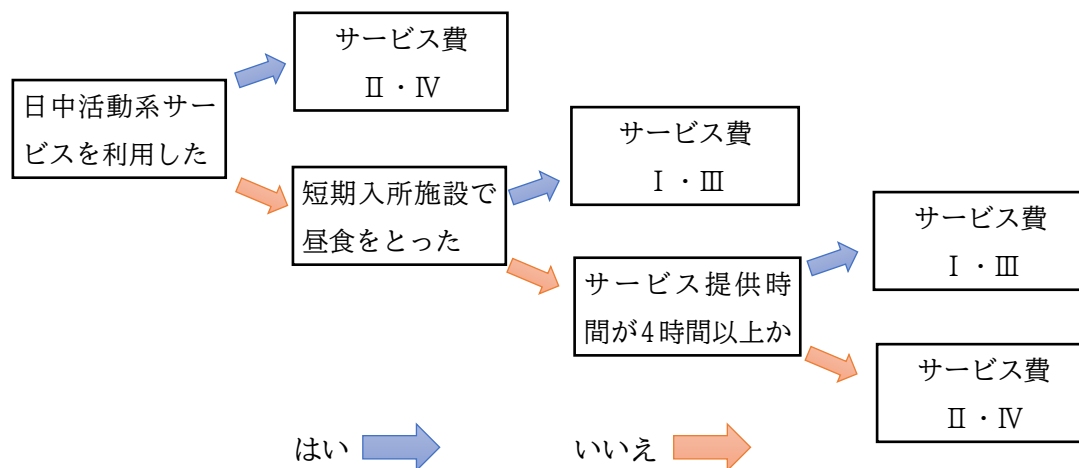
短期入所

・日中活動系サービスを利用していない場合、基本報酬はどのように請求するか。

⇒短期入所施設内で昼食をとった場合には「短期入所サービス費(Ⅰ,Ⅲ)」、とっていない場合には「短期入所サービス費(Ⅱ,Ⅳ)」で請求する。(福祉型の場合)

・日帰りの短期入所利用を認めるか。

⇒原則、認めない。ただし、利用者の状況等に応じてやむを得ず認める場合もあるため、事前に障がい福祉課に相談すること。市が請求を認めた場合は下記のフローチャートを参照して請求する。



共同生活援助

・月途中にグループホームから別のグループホームへ引っ越した場合、移動日の請求はどうするか。

⇒共同生活援助の基本報酬等は両事業所で請求可能。ただし、同一敷地内や隣接地等のグループホーム間の移動の場合には、移動後のグループホームのみ請求可能。

また、特定障害者特別給付費(家賃補助)は月合計1万円のため、事業所間で調整のうえ請求する。

児童発達支援、放課後等デイサービス

・家庭連携加算(事業所内相談支援加算も同様)と欠席時対応加算を同日に請求できるか。

⇒どちらも相談支援を要件とする加算のため両方は請求できない。(どちらか1つなら可能)

・学級閉鎖の日に休業日時間のサービス提供をした場合、請求は休業日単価で請求できるか。

⇒学級閉鎖では請求できない。学校教育法上の休業日であれば請求できるため、休業日であるか学校等に確認すること。

・A事業所を欠席し、B事業所でサービスを提供した日に、A事業所で欠席時対応加算を請求できるか。

⇒利用者(保護者含む)の連絡漏れ等により急遽利用中止となった場合には、A事業所は請求できない。

ただし、AB事業所間の協議によりA事業所のみが請求することになっても問題ない。

- ・放課後等デイサービスと日中一時支援は同日に併用できるか。
⇒令和6年度報酬改定によって延長支援加算の要件が改正されたため、同日に併用はできない。
放課後等デイサービスを利用しない日は日中一時支援を利用できる。
- ・高校卒業後に放課後等デイサービスを利用した場合、休業日単価で請求できるか。
⇒請求できる。
- ・基本報酬を請求しない月に家族支援加算を請求できるか。
⇒請求できない。
- ・支援の開始前と終了後に施設を利用する場合、延長時間はどう計算するか。
⇒支援前後の延長時間を合算して延長支援加算を請求する。

計画相談支援、障害児相談支援

- ・計画作成時はどう請求するか。
計画作成用モニタリング、計画案作成、計画作成の順で支援をした場合は「サービス利用支援費」を請求する。また、一連の流れの中で月をまたいだ場合は、計画作成月に「サービス利用支援費」を請求する。
※計画作成用モニタリングの費用を「継続サービス利用支援費」としては認めない。
計画作成後、同月内にモニタリングを実施した場合は「サービス利用支援費、継続サービス利用支援費」を請求する。
- ・同月内に複数回計画を作成した場合、「サービス利用支援費」を複数回請求できるか。
⇒サービス利用支援費は1月に1回分しか請求できないため、複数回計画を作成したとしても請求は1回のみとなる。
※モニタリングを複数回行った場合も「継続サービス利用支援費」の請求は1回のみとなる。
- ・集中支援加算について、利用者の希望により自宅以外で面談したが請求できるか。
⇒利用者の要望で実施場所を居宅以外の場所に変更しているため、請求できる。